装技計第１３４５６号
令和５年７月３１日

長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官　殿
各　研　究　所　長

技術戦略部長
（公印省略）

ゲーム・チェンジャーの早期実用化に資する取組について（通知）

標記について、防衛装備庁における装備品等研究開発実施要領について（装技計第１１６５９号。令和５年６月２９日）別紙の第１０第１項に基づき、別紙のとおり定め、令和５年８月１日から適用することとしたので通知する。

なお、ゲーム・チェンジャーの早期実用化に資する取組の試行について（装技計第５６４４号。令和５年３月３１日）は、令和５年７月３１日をもって廃止する。

添付書類：別紙
配布区分：革新技術戦略官
技術戦略課長
技術計画官
技術振興官
技術連携推進官

別紙

ゲーム・チェンジャーの早期実用化に資する取組について

第１　目的

ゲーム・チェンジャーの早期実用化に向け、防衛装備品を構成する様々な技術のうち、研究試作などで防衛装備庁が主体となって取り組むコア技術のみならず、関連する周辺技術について、民間企業に研究を委託し効率的かつ短期間で、防衛用途の開発・技術実証に適用可能なレベルまで向上させ、将来構想の早期明確化及び研究開発期間の短縮化を図る研究形態として、ゲーム・チェンジャーの早期実用化に資する取組（以下「本取組」という。）を実施する。

第２　実施要領

１　本取組の概要

本取組では、各研究課題の実施内容を規定した仕様書に基づき、民間企業に原則３年間の研究を委託する。

２　仕様書作成にあたっての留意点

仕様書では設計から試験、評価及び報告を一連で実施することを求めることを基本とする。また、本取組で対象とする周辺技術は、民間企業が本取組を実施する際に必要となる技術、ノウハウを有しており、官の厳格な管理が必要でないことが前提であることを念頭に置き、円滑かつ効率的な実施が可能となるよう留意することとする。

具体的には、研究において実施すべき事項に加えて、必要に応じて達成すべき目標値を仕様書に明記することを前提に、研究の実施方法については必要かつ十分な記載とし、技術審査等、官による承認行為は実施しないこととする。ただし、契約履行中の調整会議や成果報告会等には、関係者の参加を求めるなどの方法を通じ、確実な契約履行が促進されるように努めるものとする。

３　その他

この要領に定めるもののほか、必要な細部要領については、技術計画官が定める。